

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	8	担当課	建築住宅課
法令名	建築基準法	根拠条項	76の3-2	許認可等の内容	建築協定の認可	
<p>(建築協定の設定の特則)</p> <p>第七十六条の三 第六十九条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の建築協定書においては、同項に規定するもののほか、建築協定区域隣接地を定めることができる。</p> <p>4 第七十条第四項及び第七十一条から第七十三条までの規定は、第二項の認可の手續に準用する。</p> <p>5 第二項の規定による認可を受けた建築協定は、認可の日から起算して三年以内において当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなつた時から、第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。</p> <p>6 第七十四条及び第七十六条の規定は、前項の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の変更又は廃止について準用する。</p>						